を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{14} ＝ 0.031
I_{15} ＝ 0.032
I_{16} ＝ 0.032
I_{17} ＝ 0.028
I_{18} ＝ 0.027
I_{19} ＝ 0.026
I_{20} ＝ 0.031
I_{21} ＝ 0.032
I_{22} ＝ 0.032
I_{23} ＝ 0.031
I_{24} ＝ 0.030
I_{25} ＝ 0.024
I_{26} ＝ 0.023
I_{27} ＝ 0.002
I_{28} ＝ 0.0012
I_{29} ＝ 0.0011

J_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{21} ＝ 0.043
K_{22} ＝ 0.043
K_{23} ＝ 0.042
K_{24} ＝ 0.040
K_{25} ＝ 0.033
K_{26} ＝ 0.031
K_{27} ＝ 0.002
K_{28} ＝ 0.0015
K_{29} ＝ 0.0015

L_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{14} ＝ 0.031

を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{14} ＝ 0.031
I_{15} ＝ 0.033
I_{16} ＝ 0.033
I_{17} ＝ 0.028
I_{18} ＝ 0.027
I_{19} ＝ 0.032
I_{20} ＝ 0.032
I_{21} ＝ 0.032
I_{22} ＝ 0.032
I_{23} ＝ 0.031
I_{24} ＝ 0.025
I_{25} ＝ 0.025
I_{26} ＝ 0.003
I_{27} ＝ 0.002
I_{28} ＝ 0.0012

J_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{21} ＝ 0.043
K_{22} ＝ 0.043
K_{23} ＝ 0.042
K_{24} ＝ 0.033
K_{25} ＝ 0.033
K_{26} ＝ 0.004
K_{27} ＝ 0.002
K_{28} ＝ 0.0015

L_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{14} ＝ 0.031